

みんなで支え合う

# 国民健康保険



経済状況悪化の中で、雇用情勢が厳しいことを踏まえた離職者支援の一環として、国民健康保険税の一部(所得割)の軽減を実施します。

## ○対象者(平成21年3月31日以降に離職された方)

①雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などの事業主都合により離職した方)

↓雇用保険受給資格者証の離職理由欄に以下のコードが入力されている方

11 解雇

12 天災等の理由により事業の継続が不可能になったことによる解雇

21 雇止め(雇用期間3年以上雇止め通知あり)

22 雇止め(雇用期間3年未満更新明示あり)  
事業主からの働きかけによる正当な理由のある自己都合退職

32 事業所移転等に伴う正当な理由のある自己都合退職

②雇用保険の特定理由離職者(雇用期間満了などにより離職した方)

↓雇用保険受給資格者証の離職理由欄に以下のコードが入力されている方

## 65歳未満の非自発的失業者の国民健康保険税などが

### 申請により軽減算定されます

23 期間満了(雇用期間3年未満更新明示なし)

33 正当な理由のある自己都合退職

34 正当な理由のある自己都合退職(被保険者期間12か月未満)

## ○軽減算定の内容

### (国民健康保険税)

会社の倒産や会社都合により退職するなど、非自発的失業者で失業した方の国民健康保険税は、失業時からその翌年度末までの間、前年所得の給与所得を30%として算定し、負担軽減をはかります。ただし、世帯に属するそのほかの被保険者の所得は通常の額として算定します。

### (高額療養費など)

非自発的失業者について、高額療養費などの所得区分判定においても前年所得の給与所得を30%として算定します。高額療養費などの自己負担限度額は「上位所得者」「一般」「住民税非課税」の区分で設定されていますが、「上位所得者」の判定でも、給与所得を30%として算定するほか、住民税を課

税されている方が給与所得を30%として算定した場合に「住民税非課税」として判定される場合もあります。

## ○申請の方法

軽減を受けるには、申請が必要となりますので、雇用保険受給資格者証と、国民健康保険被保険者証および印鑑をご持参ください。  
雇用保険受給資格者証を紛失された場合は、公共職業安定所(ハローワーク)で再交付を受けた後に申請をお願いします。

## 国民健康保険税 減免制度

災害や急激な所得の減少、その他特別な事情により国保税の支払いが困難な場合は、申請により、減額や免除が認められることがありますので、お早めにご相談ください。

### ◆申請・問い合わせ先

\* 国保税の課税、軽減、減免、納税相談等について

税務課 住民税担当  
税務課 収納担当

☎ 6570 有線 ☎ 50093

\* 国保の資格、医療給付等について  
住民課 保険年金担当

☎ 6571 有線 ☎ 7784